

# 近世京都における「白人廻し」商売の研究

—「傾城にもあらず、茶屋女にしもあらぬ遊女」の歴史的考察—

下坂 守

## はじめに

かつて近世における祇園社と祇園町・祇園新地（新地六町）の歴史を考察するなかで、京都においては、江戸幕府による政策変更によって、茶屋・遊女屋経営のありようがしばしば大きく変化したという事実をあきらかにしたことがある。<sup>①</sup> その頻繁な政策変更は、幕府がより効率的な茶屋・遊女屋商売の統制策を求めていることであったが、逆にいえば、茶屋・遊女屋商売は近世を通じてそれほどまぐるしくその経営形態を変えていたということになる。

前稿ではその点に關しても祇園町の茶屋の多くが享保（一七一六～一七三六）以降は遊客をもてなす「客屋」となり、そこでは茶立女・娘・仲居が働いていたこと、そのいっぽ

う元文（一七三六～四一）の頃より祇園町・祇園新地に隣接する「宮川町・建仁寺町（団栗の辻子）」に「芸子」「浄瑠璃（語り）」等の「白人」を抱える「廻し」なる商売が出現したこと、さらにはその「廻し」は寛延三年（一七五〇）の「茶屋株吟味」によって禁止となり、そのあとを継ぐ形で祇園町に「遊妓の廻し店」が勃興したことなどを検証しておいた。<sup>②</sup>

ただ、寛延三年の「廻し」の廃絶と祇園町における「遊妓の廻し店」の出現については、それらがともに以降の茶屋・遊女屋商売の経営形態を大きく方向付けるできごとであったにもかかわらず、幕府の政策的な目的を指摘するにとどまり、その歴史的意味を十分に評価することはできなかった。<sup>③</sup>

そこで今回は、「白人廻し（白人派遣）」商売に焦点に絞り、その活動実態を追うなかで、寛延三年の「廻し」の廃絶と「遊妓の廻し店」の出現が、京都の茶屋・遊女屋商売の歴史のなかでどのような意味をもつものであったかを改めて考えていくこととしたい。

なお、「白人」と「廻し」については、これまで本格的な研究はなく、そのため歴史用語としての定義も明確にはおこなわれていない。ただ、小学館『日本国語大辞典（縮小版）』はこの二つの語句について、それぞれ次のように解説する。

「白人」江戸時代、京都の祇園町や大坂の島の内・新地などの私娼の異称。歌曲などの芸がないところからいう。

「回・廻」上方で、私娼である白人（はくじん）の元締。客があれば人繰りをして白人を茶屋へまわし、送り迎えをする者。

ここでは「白人」は「私娼」の異称となっている。しかし、彼女たちがある時期から芸能者としても活躍していたことは先稿で指摘したところであり、正確な解説とはいえない。

また、「回・廻」に関しては、「白人の元締」と「送り迎えをする者」が同じものなのか否かが不明瞭であり、やはり適切な解説とはいいがたい。

現実には「回・廻」はその両様の意味に用いられおり、たとえば元文の頃に著された『翠箔志』<sup>(4)</sup>は「廻し」を「白人の元締」の意味で、いつぼう天明三年（一七八三）刊行の『つれくづ昏か川』<sup>(5)</sup>は「廻漢」と表記して「白人を茶屋へ送り迎える者」の意味で用いている。以下において「回・廻」は「廻し」と表記し、「白人の元締」の意味でのみ用いていくこととしたい。

## 一 「白人」の起源

京都における白人の起源について、浮世草子『好色わすれ花』<sup>(6)</sup>五（元禄九年（一六九六）刊）は次のように伝える（傍線は下坂。以下同じ）。

そもくむかしは白びやうし<sup>(拍子)</sup>、そのをかりて白人のはじまりける事ハ、中古延宝の中つ比、雪といへる女、大内の里さがり<sup>(お、え)</sup>、まだ手のいらぬ子むすめ、親にかくしてすきの道、土手町辺の酒の相手、しのびくとい

ふを、うそとはしりながら、色にまよふは男の心、その全盛束の間も酒のま<sup>(速)</sup>ずにいる事なし

これによれば白人廻しの商売は、延宝(二六七三〜八二)の頃に「雪」なる女性が「土手町辺」で「大内の里さがり、まだ手のいらぬ子むすめ」を集めたことに始まる。

また、『好色わすれ花』五は「京中に聞へたる須磨」という白人が「今やう・歌舞」の上手であったことや、「東京に名を取し、歌舞の上手つやといへる女」が美人の白人として著名であったことなども伝えており、白人のなかには発生当初から芸能をもつて職能とするものが少なからずいたことがうかがえる。

いっぽう古文書・古記録における「白人」の初見は、元禄十年(一六九七)二月十一日付の町触である。以降、ほぼ同内容の町触が元禄十三年四月、宝永元年(一七〇四)七月にも発せられている。それら三点の町触を次に引用する。

#### 町触① 元禄十年二月十一日付

従前々町遊女停止之処、頃日白人<sup>与</sup>名付、遊女之類数多有之由相聞不届候、向後其町切に急度改之、右之類指置申間敷候、若不吟味いたし白人・遊女等抱置、脇

合相知召捕候ハ、其町年寄・五人組迄越度に可申付候、此旨洛中洛外江可令触知者也

#### 町触② 元禄十三年四月二十九日付

一茶立女之儀、(中略)

一土手町筋・四条辺其外旅籠屋共江遊ひ女躰之もの徘徊いたすのよし風聞候、向後急度可令停止候、勿論手前に抱置間敷候、若違背之輩有之者、後日に相知候共曲事に可申付候事 (中略)

辰四月廿九日

#### 町触③ 宝永元年七月付

茶立女之儀、茶屋老軒二壺人宛、木綿衣類を着せ可指置之旨前々申付候処、頃日猥大勢拘置、絹類之衣装をも着用候之由、且又土手町・四条辺旅籠屋、其外町中所々ニ茂遊女類之者数多拘置徘徊候之由、傾城町之者訴出不届二候条、前々之通急度可相守候、若於相背者其身者不及申、年寄・五人組迄可為曲事之旨、洛中洛外江可触知者也

町触②③には「白人」という言葉は見えないが、文中にそれぞれ「土手町筋・四条辺」(町触②)、「土手町・四条辺」(町触③)とあるところから、この二点の町触も、町触①

と同様に白人廻し商売を禁止する目的で発せられたものと考えられる。なお「土手町」が宝永五年まで白人廻し商売のもつとも盛んな地であったことについては後述する。

この三点の町触には「白人」(職名)や「土手町(筋)・四条辺」(地区名)といった言葉は見えるものの、いまだ「白人の元締」としての「廻し」(商売名)という言葉は確認できない。そして、それに代わって用いられているのが「旅籠屋」(町触③)である。初期においては「旅籠屋」が「白人の元締」となっていたことを示唆するものといえる。この点に関してものに改めて検証したい。

町触③でいま一つ注目されるのは、この触が傾城町(島原)からの訴えに基づいて発せられていることである(「傾城町之者訴出」。宝永元年の時点で旅籠屋の営む白人廻し商売が傾城町の遊女屋商売を脅す存在となっていたことがわかる。

そして、最後に指摘しておきたいのが、町触②③が白人廻し商売の拠点として「土手町」とともに「四条辺」をあげている点である。元禄・宝永(一六八八—一七二一)期には旅籠屋による同商売が「土手町」とともに「四条辺」でも盛んに行われていたことを示すものとして注目され

る。

では、これらの「土手町」「四条辺」とはより具体的にどのあたりを指したのであろうか。この点について次に検証していくこととしたい。

## 二 諸本に見る「白人」商売の地

まず、「土手町(筋)」であるが、かの地を白人廻し商売の繁栄の地として伝える史料は、先に引用した『好色わすれ花』以外にも、元禄十五年(一七〇二)刊の『五箇の津餘情男』<sup>8)</sup>を初めとして数多く確認できる。そのうちのいくつかを次に年代を追って引用する。

### ①『五箇の津餘情男』一「元禄十五年刊」

いつのころより素人<sup>はくじん</sup>と名附て、傾城にもあらず、茶屋女にしもあらぬ遊女の出来ぬ、白人といふを、すぐに用いて白人<sup>はくじん</sup>と云ふ、大かたは土手町の西筋に、大黒町・銚田町<sup>ほごでん</sup>・袋町・新町、または三本木などいへる所の裏借屋に、東の野作、あるは雜喉売<sup>ざごころう</sup>・駕かきの娘、または少し貌だちの好い子に、銀子二拾目附てくる十ヲばかりなる女を養ひそだつる、(中略)まんまと白人にし

たて、新艘の源常などいひて、土手町・三本木の旅籠屋、南にては石垣町・祇園の苑に戯るそのおかしさ  
 ②『傾城仕送大臣』三〔元禄十六年刊〕

土手町の座敷は金の間（中略）

其中にも憂世をわたる業とて、大事の娘を人にまかせ、其影による年を送る、是を当世上方の人白人と云、此類多し。（中略）此色の間屋は京土手町に極り、同じはくも金箔なり、銀三両一角に定て、宿屋のしゆらいは此外なり、其大臣々々の好にまかせて、太夫にかわらぬ楽とも成事なり。

③『平安花柳録』〔元文三年（一七三三）以前の成立〕

白人 方言発苦人、又喚矢六結木奴、当初設有這般妓、五十年前始テ起于三本樹・土手町、後蔓延宮川街・建仁寺前、借房子居住焉、宝永年間、三本樹・土手町遭火災後、官府点了那地方、做建鎮火司、頓兵營及賜甲府保山侯館地、以外生意人居処、納租

これら諸本に見える白人廻し商売の地を整理し一覧にすると表1のようになる。同表には前節で引用した触②③に見える地名も入れて置いた。

元文（一七三六〜一七四一）以前にはかの地区がいか

白人廻し商売の地として栄えていたかがうかがえよう。そして、その「土手町」とともにあげられているのが「四条辺」と「三本木」の二つの地区である。

『平安花柳録』によれば、白人廻し商売は「五十年前」に「三本樹・土手町」で始まったという。古くは「土手町」とともに「三本木」が白人発祥の地と考えられていたことを示唆するものといえる。

表1 白人廻し商売の地

地名	史料名	史料の成立年代
土手町辺	好色わずれ花	元禄九年
土手町筋・四条辺	町触②	元禄十三年
土手町の西筋、三本木	五箇の津餘情男	元禄十五年
石垣町・祇園の苑	五箇の津餘情男	元禄十五年
京土手町	傾城仕送大臣	元禄十六年
土手町・四条辺	町触③	宝永元年
三本樹・土手町	平安花柳録	元文三年

また「四条辺」については、『五箇の津餘情男』一が「石垣町・祇園の苑」という地区名をあげている点が注目される。これらはともに「四条辺」といってよい地区だからで

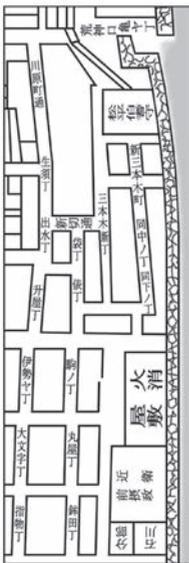
ある。「四条辺」とは具体的には、「石垣町」「祇園の苑」を指していたことがわかる。

そこで次に「土手町」「三本木」「四条辺（石垣町・祇園の苑）」の三地区がそれぞれ元禄・宝永期にどのような状況にあったかを検討し、そこで白人廻し商売がどのような形で営まれていたかを検証していくこととしたい。

### 三 「土手町」と「三本木」の旅籠屋

「土手町（筋）」とは、慶長十六年（一六一一）に角倉了以が御土居東に高瀬川を開削したときに鴨川西岸の土手に沿って開かれた、新町・大黒町・槌屋町の三町を指す。これら三町がいつ成立したかは正確にはわからない。ただ、京都大学図書館蔵「寛永後万治前洛中絵図」（絵図A）<sup>11</sup>にはその町域が図示されており、万治（一六五八～一六一）以前には確実に存在していたことが確認できる。

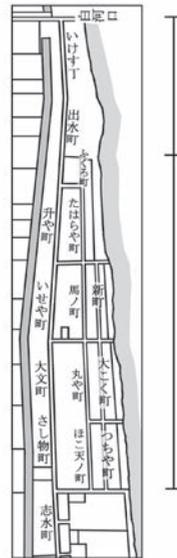
宝永五年（一七〇八）の京都大火後、この三町の東側は「御用地」となり幕府の「火消屋敷」が建てられるが、そのことを『京都御役所向大概覚書』<sup>12</sup>は次のように記録する。



C 京都明細大絵図



B 新版平安城井洛外之図



A 寛永後万治前洛中絵図

焼豆腐屋敷之事 (中略)

土手町筋

一新町

西側拾三軒  
東側拾三軒

内旅籠屋五軒

一大黒町

西側貳拾貳軒  
東側拾軒

内旅籠屋五軒

一槌屋町

西側貳拾四軒  
東側拾四軒

内旅籠屋七軒

惣家数合九拾四軒

右之外二新三本木之内旅籠屋貳軒有之、此所者

旅籠屋計御停止被仰付候

右三町者宝永五年子五月御用地ニ被召上、替地不被

下、向後茶屋・旅籠屋商売仕間敷之旨被仰付候事

これよつて「火消屋敷」の出現と同時に、新町・大黒

町・槌屋町に所在した十七軒の「旅籠屋」の営業が停止と

なったことがわかる。

ちなみにここにいう「旅籠屋」とは先に引用した元禄十

三年・宝永元年の町触(②③)に見える「土手町筋・四条

辺其外旅籠屋」「土手町・四条辺旅籠屋」を指すとみてよい。

とすれば、それまで「土手町(筋)」の旅籠屋において営

まれていた白人廻し商売は、宝永五年をもって幕府によつて断絶させられていたことになる。

なお、「新三本木」とは、宝永五年の京都の大火後に洛中から鴨川西岸に移転してきた三本木町(三本木一町目から三町目まで)を指す(移転地では「新三本木町・同中ノ町、同下ノ町、三本木新町」という。絵図B・C参照<sup>13</sup>)。三本木町はもともとは東洞院通りに沿つて北は出水から南は二条までの間に所在したが(三本木一町目から同六町目まで)、大火後の御所敷地拡大のために一町目から三町目までが移転となったものである<sup>14</sup>。

したがつて元禄十五年刊の『五箇の津餘情男』一にいう「土手町・三本木の旅籠屋」とは、移転前の三本木町(三本木町一町目・二町目・三町目)に所在した旅籠屋ということになる。

#### 四 「石垣町」の旅籠屋

「四条辺」で「石垣町」と呼ばれた町は二つある。鴨川東岸の「東石垣町」と同川西岸の「西石垣町」である。鴨川の河原に東石垣町が出現するのは寛文十年(一六七〇)、

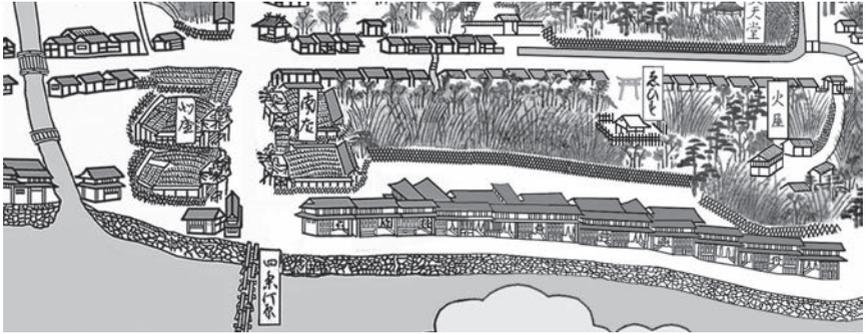


図1 東石垣町 「洛外図 (部分)」 (個人蔵)

鴨川沿いに石垣堤が構築されて以降のことである。<sup>15)</sup>

同町が成立当初からさきわめて特異な景観を呈していたことは、当時の当該地区を描く「洛外図」(個人蔵)<sup>16)</sup>の図像がこれを物語っている(図1)。そこには入口に暖簾をかけた二階屋が軒を連ねる町の風景が描かれている。

同様の風景は、元禄(一六八八〜一七〇四)頃に作成されたと推定される「鴨川遊楽図」(逸翁美術館蔵)<sup>17)</sup>や、宝永三年(一

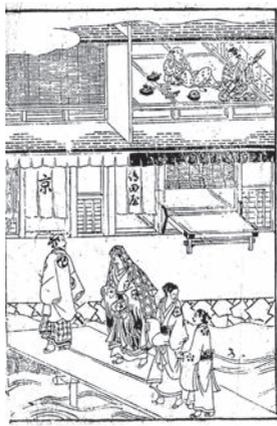


図2 東石垣町 (『新色三ッ巴』一)

七〇六)刊の『新色三ッ巴』<sup>18)</sup>一の挿図(図2)にも描かれており、これが東石垣町の風景として広く知られていたものであったことがわかる。では、鴨川に面した片側町に建ち並ぶこれらの

二階屋はいかなる商売の家々だったのであろうか。

正徳四年(一七一四)十一月付「洛外町続町数小名并家数改帳」<sup>19)</sup>は「宮川筋巷町目」(東石垣町)の家数を三七軒と記録し、いっぽう『京都御役所向大概覚』二には洛外の「旅籠屋敷」の項に「二三拾七軒 宮川筋巷町目」とあり、その三七軒がすべて旅籠屋であったことが判明する。

「洛外図」等に描かれる二階屋は、東石垣町（宮川筋壱丁目）に軒を連ねていたその三七軒の旅籠屋を表現しているものとみてよい。<sup>20)</sup>

ただ、その旅籠屋がたんなる旅人を泊める旅館でなかったことは、「鴨川遊楽図」「新色三ツ巴」一が描く室内の風景を一見すればあきらかである。そこでは畳を敷き詰めた二階の座敷で、男女が舞や三味線で客をもてなしており、その遊宴の賑わいを『新色三ツ巴』は「二かいざしきで引三味線のおとは、てつるとんつる富田屋さわが、水のながれの身とぬれごろも」と叙述する。

『傾城仕送大臣』三（元禄十六年（一七〇三）刊）によれば、白人には「金箔」「推銀箔」「しんちう箔」<sup>（真産）</sup>の三ランクがあり、最上位の「金箔」は「京土手町」の白人で、それに次ぐ「推銀箔」は「宮川」の白人であったという。<sup>21)</sup> 東石垣町が元禄十六年以前から白人廻し商売の地となっていたことを示すものであり、「洛外図」「鴨川遊楽図」「新色三ツ巴」に見える二階屋の風景は、まさにその「推銀箔」の白人を抱える東石垣町の旅籠屋の賑わいぶりを描いたものとして解されるのである。

いっぽう鴨川西岸でも寛文十年の石垣堤の築造直後より

三条から四条の間に橋下町・若松町・梅木町・松本町・柏屋町・斎藤町の六町が形成されている。<sup>22)</sup> 「新河原筋」（御役所向大概覚書）二）とも総称されるそれらの町のうち、柏木町・斎藤町の二町は「西石垣、柏木町」「西石垣、斎藤町」とも呼ばれているが、これはこの両町が東石垣町と同様に石垣堤を境とする片側町（柏木町は南部だけ）であったことによる。

この両西石垣町でも旅籠屋による白人商売が盛んにおこなわれていたようで、幕府は宝永五年五月に土手町筋の旅籠屋商売を禁止したとき、両町の旅籠屋（合わせて七軒）商売をも禁止している。<sup>23)</sup>

これらの点から、『五箇の津餘情男』一にいう「石垣町」とは、具体的には寛文十年以降に鴨川両岸の旧河原地に出現した東西両石垣町を指すと理解してよいものと考えられる。なお、同書にいう「祇園の苑」とは、祇園社境内の祇園新地（新地六町）を指すと推定される。<sup>24)</sup>

以上によつて、宝永五年（一七〇八）五月、幕府がいつせいに禁止したのが、「土手町」「三本木」「四条辺（東西両石垣町・祇園新地）」で旅籠屋が営んでいた白人廻し商売であったことがあきらかとなった。旅籠屋による同商売

については、これ以後の史料では確認できず、この年をもって終焉したものと考えられる。

ただ、白人廻し商売そのものは、宝永五年以後も存続しており、地区によってはこれまで以上の活気を呈している。なぜそのような事態が起こったのであろうか。節を変えて考えていきたい。

## 五 「廻し」の出現

表2は、元禄十年（一六九七）から寛延三年（一七五〇）までの間に幕府が実施した白人商売の取り締まりを年次を追って整理し一覽としたものである。宝永五年を境に「土手町」「三本木」における取り締まりはなくなるが、正徳（一七一―一六）頃からは、「宮川町」「団栗の辻子」「祇園新地（新地六町）」での取り締まりが繰り返される。これらのようになっていたことが読み取れよう。これらの地区では、白人商売は絶えるどころか、逆にこれまでに以上に繁昌していたことを表2は示している。では、どうして「宮川町」「団栗

の辻子」「祇園新地（新地六町）」では、正徳以降も白人商売は続いていたのであろうか。

そのことを考える上で一つの手がかりとなるのが、享保八年（一七二三）十月に幕府が団栗の辻子・新地六町（祇園新地）で実施した「白人まはし」の取り締まりの様子を伝える『月堂見聞集』一五の次の記載である。<sup>26</sup>

（享保八年）

○十月十四日夜、建仁寺北門前裏六軒町三文字やとよ借家但馬屋清助、同津国や半兵衛、祇園新地末吉町佐野

表2 幕府の白人商売取り締まり年表

年月	取り締まり地区	雇用者	雇主	出典
元禄10年2月	(京都全域か)	白人(町遊女)	抱置(者)	町触①
元禄13年4月	土手町筋・四条辺	遊び女鉢之もの	抱置(者)	町触②
宝永元年7月	土手町・四条辺	遊女類之者	抱置(者)・旅籠屋	町触③
宝永5年5月	土手町・三本木	(商売禁止)	茶屋・旅籠屋	御役所向大概覚書
正徳年間	西石垣町・先斗町	(商売禁止)	茶屋・旅籠屋	御役所向大概覚書
	(不明)	白人(私窠子)		平安花柳録 <sup>27</sup>
	宮川町	白人(私窠子)		平安花柳録
享保8年10月	団栗の図子 新地六町(祇園新地)	白人	まはし(の者)	月堂見聞集
寛延3年8月	「祇園辺」	白人		夢中生楽、他 <sup>28</sup>

屋儀右衛門、同清本町万屋てう、右四人は白人まはし<sup>(題)</sup>仕候故、帳面に封付られ、町々へ御預け、儀右衛門事は白人十三人差置候由、六軒町に外に二人在之候得共、申分け立、御赦免

○同十八日、祇園新地・どんぐりの凶子、今度御穿議之由、白人卅人余、同かごまはし<sup>(題)</sup>の者四人被召出、白人は面々の親元へ御預け、まはし<sup>(題)</sup>の者は町々へ御預け被成候、白人の親共其町々へ御預け被成候由、十一月十一日<sup>(題)</sup>にまはし<sup>(題)</sup>四人共に、京都・伏見・大津三箇所へ御追放、家財御闕所、娘分の親は身躰半分御取上げ、奉公人方へ遣し候、親元は身躰三箇一御取上げ

この二カ条の記載で注目される点は二つある。その第一は、白人商売を営む業者を「まはし<sup>(題)</sup>(廻し)」と呼んでいる点である。管見の限り京都において白人商売の「元締」を「廻し」と呼んだ例はこれ以前には確認できない<sup>(29)</sup>。旅籠屋による白人商売が絶えたあとに、あらたな白人商売の経営主体として出現してきたのが「廻し」(商売名)であったことを示唆するものといえる。

第二点はこの時の幕府の取り締まりでは、六軒町・新地六町のすべての廻しが罪に問われたわけではなく、「申分

け」を認められた二軒は罪を免れている点である。

廻しがこののちまもなくして幕府公認の商売となったことは、『翠箔志』が団栗の辻子の廻しについて「団栗之辻子に廻し有て此所へ(白人を)呼二遣ス」と明記しているところからあきらかである。しかし、『月堂見聞集』一五の記事は、享保八年の時点では、廻しはまだ完全に合法的な商売となっておらず、同商売の合法・非合法の判定はその都度、幕府が行っていたことを示している。

では、幕府はこののちいつから廻しを合法的な商売と認めたのであろうか。次節では『翠箔志』中の廻しに関する記載を分析するなかでこの点について考えていきたい。

## 六 『翠箔志』の「白人名寄」

『翠箔志』(宝光井家本)には、団栗の辻子に所在した一五軒の廻し(屋号)とそこに在籍した白人の名前(総勢一七四人)を記録した「白人名寄」と題する記録が収録されている<sup>(30)</sup>。左に引用するのはその巻頭に見える「大坂屋」という屋号の廻しの記載である。

白人名寄<sup>(註)</sup>

大坂屋

若詰ちやう 孝子 八千世 中詰まき 三弦さげさい  
 同 小たき 同 くに 同 小鶴 同 しほ  
 同 ふさう 同 たか 同 はつせ 同 いろ  
 浄るりこま 同 やせ 同 ちせ

大坂屋が抱える二五人の白人の名前が列記され、名前の肩には各自が担う「職名(職能名)」が注記されている。

全一五軒の廻しの屋号と、そこに抱えられていた白人の人数と職名を整理し一覧とすると表3のようになる。

この表3でまず指摘したいのは、白人一七四人のなかには私娼を指すと推定される「若詰」「中詰」「本詰」は合わせても三八人しか見えていないという点である<sup>1)</sup>。

これは白人の総数(一七四人)からすれば、その約二〇パーセントを占めるに過ぎない。

では、残りの約八〇パーセントの白人はいかなる職業の女性たちだったのであろうか。職種別でいえばもっとも多いのは「芸子」の九〇人で、「浄瑠璃」が二〇人、「三弦」が九人、「琴」が六人、「胡弓」が二人となっている。

ここにいる「芸子」「浄瑠璃」「三弦」「琴」「胡弓」がそれぞれ舞(芸)や浄瑠璃語りさらには三味線・琴・胡弓の

表3 団栗の辻子の「白人名寄」(『翠箔志』一覽)

	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	屋号
14	3		1	3	1			1		1	1	1		1	1	若詰
24		1	5	3	1	2	2	1	2	1		1	3	1	1	中詰
2												1	1			本詰
90				6	4	2	5	3	10	4	9	16	18	12	1	芸子
20			1			1		6						9	3	浄瑠璃
9															9	三弦
2						2										胡弓
6									4					2		琴
7													4	3		その他
174	3	1	7	12	6	7	7	11	16	6	10	19	26	28	15	

演奏等をもって職能とする女性たちであったことは、先稿でも指摘しておいたようにその職名から容易に推定できる。つまり、この「白人名寄」は、団栗の辻子に存在した廻しが抱えていた白人の大半が「芸子」「浄瑠璃」「三弦」「琴」

「胡弓」といった芸能者であったことを如実に物語っている。

とすれば、廻しという商売がいかなる手段をもって合法的な商売となったかはおのずからあきららかであろう。それは芸能者の白人をより多く抱えることであつた。

これ以前、幕府が取り締まりの対象としたのはあくまで私娼としての白人であり、私娼でなければ、白人を取り締まる法的根拠はどこにもなかった。廻しは白人を私娼から芸能者にできるだけ入れ代えることで、幕府から合法的な派遣業としての地位を獲得するに至っていたと考えられるのである。

そして、とすれば次に考えられなければならないのは、そのような芸能者を多く抱える廻しというあらたな白人派遣業が、どうして鴨東の宮川町・団栗の辻子（井手町・六軒町。参考図1〔本稿末尾所載〕参照）や祇園新地に宝永五年以降に出現したかという点であろう。

その主な要因は二つあつたと考えられる。第一は当該地区が祇園町を核とする鴨東の遊興街に隣接していたことである。廻しという派遣業を営むために、これほど至便の位置はなかった。

しかし、それだけが廻しが当該地区に集まつた理由であつたとは考えにくい。なぜなら近隣には北の繩手通り沿いを初め、同条件の地区が少なからず存在したからである。特に宮川町・団栗の辻子の場合、廻し出現のより大きな要因は、この地区特有の歴史的環境にあつたものと考えられる。次にこれらの点についてより具体的に検証していくこととしよう。

## 七 「呼屋」と「呼者」——白人の需要——

寛文十年、幕府が四カ所の遊所で茶屋の営業を認可して以降、祇園町では茶屋（客屋）が大いに繁昌していたことは、『翁草』一〇四が「其頃の祇園町の繁栄云べからず、町並すべて茶屋にて、他商売店はなし」と記すところからもあきらかである。祇園社境内の祇園町の茶屋には多くの遊客が訪れるようになっていたわけであるが、その茶屋がなによりも求めていたのが、座敷で舞や三味線をもって客をもてなすことができる専門の芸能者であつた。茶屋には接客のための茶立女や娘・中居はいたものの、彼女たちは芸能とはまったく無縁の女性たちだつたからである。<sup>(28)</sup>

専門の芸能者を必要としていたのは祇園町の茶屋だけではなかった。『翠箔志』には、団栗の辻子の廻しに白人（私娼・芸能者）の派遣を求めた鴨川兩岸の各種の接待業者（「呼屋」）が詳細に記録されている。

それらを整理し一覧としたのが表4である。『翠箔志』は白人（ゴシックで示した）のみならず、各地区の「呼屋」から呼ばれた「野郎」「四六」等の各種の男女（「呼者」）をもあわせて記録しており、表4にはそれらもあげておいた。

これによって白人等に対する鴨東の客屋からの需要がい

表4 鴨東の呼屋

①	呼屋（各種茶屋等）の所在地	「呼者（呼物）」の種類
①	大和橋北詰（料理茶屋）	天上伯、野郎、四六
②	大和橋南詰（料理茶屋）	〔呼者自由〕
③	川端（芝居茶屋）	天上伯、花中、四六、子供
④	西石垣町	〔不明〕
⑤	掛上（出合宿）	釣者、丸太
⑥	先斗町	野良、伯人、天上伯（呼物自由）
⑦	石垣町	野良、伯人
⑧	宮川町	〔不明〕（役者、舞台子、下地子、天上伯、仲伯の「住所」）
⑨	新宮川町	相中
⑩	祇園新地	四六、陰子、天上伯、舞台子

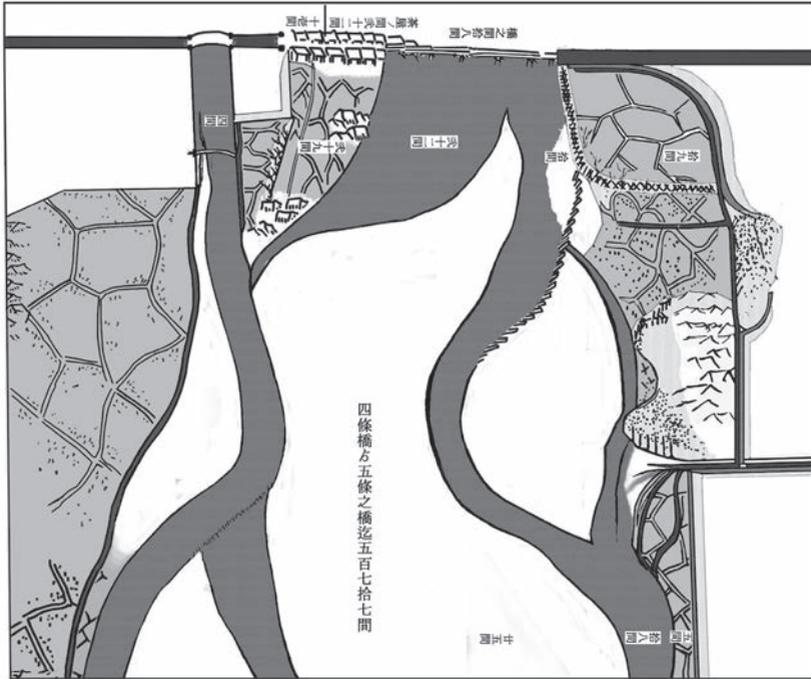
かに大きなものがあつたかがうかがわれよう。なお『翠箔志』は祇園町の呼屋・呼者に関してとはならん記していないが、これは同町の茶屋（呼屋）でもっとも格式の高い「天上伯」と名付けられた白人だけを呼ぶという風習が早くから定着していたためと考えられる。

鴨東の客屋に隣接する宮川町・団栗の辻子ほど、廻しにとって格好の場所はなかったといえる。

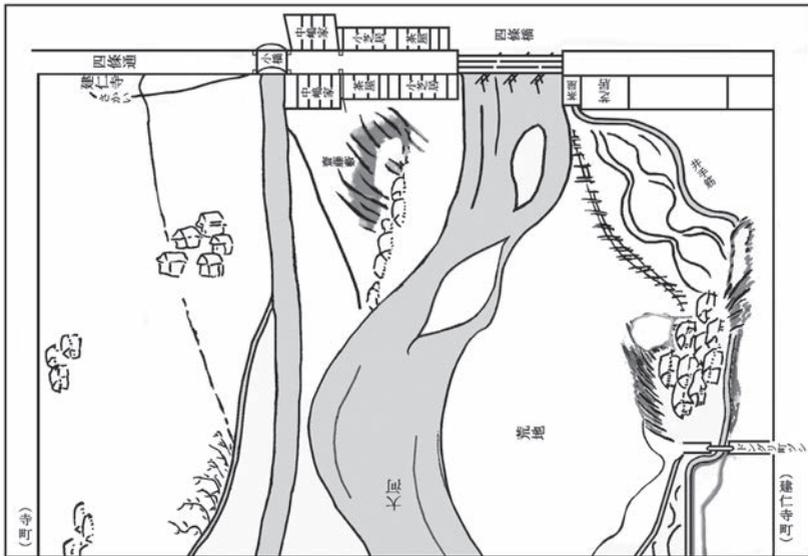
では、次に廻しが宮川町・団栗の辻子において発生した今ひとつの要因であつたと考えられる同地区の歴史的環境について見ていくこととしよう

## 八 「ドングリ町」の歴史的環境

絵図1「鴨川河原四条五条間絵図（部分）（建仁寺河原絵図1）」、絵図2「鴨川河原四条五条間絵図（部分）（建仁寺河原絵図2）」は、寛文十年（一六七一）まで四条・五条間の鴨川河原を領有していた建仁寺が作成した絵図で、前者は万治三年（一六六〇）極月頃、また後者は寛文十年頃に作成されたものである。<sup>34)</sup>



絵図1 鴨川河原四條五条間絵図 (部分)〔建仁寺河原絵図1〕



絵図2 鴨川河原四條五条間絵図 (部分)〔建仁寺河原絵図2〕

この二点の絵図で注目されるのは、絵図2の「建仁寺町」から河原に下りる道に配されている「ドングリ町ズシ」という注記である。これによってこの道が寛文十年以前から存在していたこと、また、それがもともとは「ドングリ町」へ至る通路として開かれたものであったことがわかるからである。では、「ドングリ町」とは具体的にどこにあった町だったのであろうか。

改めて絵図1・2を見ると、「ドングリ町ズシ」のすぐ北に多数の茅葺きの屋根が見えている。地理的な位置からみて、この鴨川東岸の河原に所在した集落こそが「ドングリ町」であったと考えられる。

同絵図でいま一つ注目されるのは、その「ドングリ町」の集落の東を南北方向に流れる「井手筋」(絵図2)である。四条橋の東詰めに発するこの「井出筋」について靈洞院蔵「境内並近隣之古記」(第23箇条)は次のように記す。

一河原畑へ井手筋ハ、今繩手芝居裏合四条芝居二中を通し、今の井手町通合下へ田の水を取候由也

図中の「井手筋」が「井手町通合下」の建仁寺領の「河原畑」を灌漑するための「井手筋」であったことがこれによって判明する。

はるか後代の史料となるが、『京都坊目誌(下京第二十学区之部)<sup>(36)</sup>』は、井手町の起源について次のように説明する。

町起源 始め賀茂川の流域広大にして、堰あり、俗之を井手と云ふ、水路を監守する者を井手守と称す、後世埋却して町地と為り、遂に此名を下す、今町の東方に溝渠の存するは、其遺流なりと云伝ふ

「町の東方」の「溝渠」をもって「井手」の跡とする点を含め、同町の起源をかなり正確に伝えるものといえる。

さらに同記は、六軒町について「団栗ノ辻子通、建仁寺西入より、宮川筋一町目東入北側少計の所を云ふ。開通上に同し」と記し、同町が井手町と同時にできた建仁寺領の町であったとする。井手町と六軒町がともにそれまで河原の集落であった「ドングリ町」を母体として、寛文十年の石垣堤の造築後に作られた町(建仁寺領)であったとする伝承があったことがわかる。

では、寛文十年以前、鴨川東岸の河原に所在したこの図中の「ドングリ町」にはどのような人びとが住んでいたのであろうか。

「ドングリ町」に関しては関連史料が残らず、古い時代の住人の実態はわからない。ただ、同町が「井手町」「六

軒町」の二町に分かれてからのちについては、井手町に九軒、六軒町に七軒の町家が所在したことが、正徳四年（一七一四）に作成された「洛外町続町数小名并家数改帳」に記録されている。

また、絵図1・2は「ドングリ町」の家並みの北に河原畠を描くが、享保五年（一七二〇）十月二十七日付「井手町年寄三左衛門届書（覚）」<sup>38</sup>によれば、井手町の「北ノ行当」には、建仁寺役人森武右衛門所持の「東西拾式間三尺、南北八間五尺五寸」の畠地が所在したという。享保初年まで井手町・六軒町が、絵図1・2に見える「ドングリ町」の景観をいまだとどめていたことがうかがえる。<sup>39</sup>

以上の点を念頭に置いて、次節では当該地区が享保八年（一七二三）に「祇園新地・どんぐりの辻子」の廻しが幕府の「御穿議」を受けた前後に具体的にどのような状況にあったかを『建仁寺文書』をもとに検証していくこととしたい。

## 九 井手町の長屋とその住人

建仁寺に伝来する古文書群『建仁寺文書』のなかには井

手町に関与する古文書が一五点（正徳三年～慶応二年）残されている<sup>40</sup>。そのうち一一点は同町の住人が町内の畠地・屋敷地に町家（居宅・借家）を建ててにあたり建仁寺に提出した「普請願書」によって占められる。表Aはそれらの「普請願書」のうち寛延三年（一七五〇）以前のものを年次を追って整理し一覧としたものである。

また、これら「普請願書」にはすべて普請予定の町家の絵図が添付されており、そこには「南隣」「北隣」の所有者名も明記されている。表Bはそれらの記載と後掲の享保十一年九月朔日付「井手町年寄善右衛門届書写」をもとに井手町の町家（居宅・借家）の所有者を判明する範囲で北から順に示したものである。

表A・Bからは、井手町の住人に関して、次のようなことが読み取れよう。

- ① 居宅・借家の別が確認できる町家八軒のうち五軒が借家で占められていたこと
- ② 三軒の居宅のうち一軒は奥に借家（小家五軒）を持っていたこと

③ 町内では「屋敷地」だけでなく「北ノ行当」に残されていた畠地にも借家が建てられていたこと。

表A 井手町の畠地・屋敷地に建つ町家（正徳三年～寛延三年）

地種	年月日	所有者	建物の種類	(表口) 南北	(奥行) 東西	北隣	南隣	文書番号
畠地	① 正徳3年7月	安十郎	借家	8間5尺	12間	(不明)	(不明)	14号
	② 享保14年7月	森武右衛門	借家	14間半	6間5尺	(不明)	勘七	11号
	③ 享保16年9月	大文字屋よし	借家	3間6尺3寸	18間	京屋かよ	万屋善七	9号
屋敷地	④ 享保17年2月	万屋善七	居宅	5間1寸	19間2尺	大文字屋よし	笹屋源四郎	8号
	⑤ 元文4年10月	伊勢屋右衛門	居宅	6間	15間7寸	大津屋与兵衛	油屋かよ	5号
	⑥ 寛保2年3月	伊勢屋きん	借家	6間5尺	13間5尺8寸	万屋善七畑	万屋藤助	3号
	⑦ 寛延3年	万屋やち	居宅	7間1尺8寸	19間5寸	龜屋加津	町境	4号

(註) 同一人が提出した「普請願書」が二通以上ある場合(大文字屋よし二通、万屋善七三通)はもつとも古い願書のデータだけをあげた。  
また、時代の新しい文化三年(一八〇六)以降の普請願書は省いた。

表B 井手町の居宅・借家（正徳三年～寛延三年）

地種	所有者	建物の種類	借家(小家数)	小家住人の職業(享保11年9月)
畠地	森武右衛門(町外) 万屋善七 安十郎	借家(小家24軒)。「参考図2参照」 (不明)	借家(小家4軒)。「古小家9軒あり」	芝居役者・おはり
	松屋善右衛門(町外)	借家(小家14軒)。「北隣は「万屋善七畠」」 (不明)	借家(小家12軒)	おはり・たばこ切・仕立物
屋敷地	伊勢屋きん	借家(小家12軒)	芝居役者(伊勢屋彦三郎借家)	
	京屋かよ	借家(小家12軒)	おはり	
	大文字屋よし	借家(小家12軒)	おはり	
	万屋善七	借家(小家12軒)	おはり	
屋敷地	笹屋源大郎	(不明)		
	龜屋加津	(不明)		
	万屋やち	(居宅)「南隣は「町境」」		
	伊勢屋右衛門(場所不明)	居宅。奥に借家(小家5軒)あり		仏師
	会所(場所不明)	借家		

(註1) 「所有者」の項の「(町外)」は、建物の所有者が井手町外のものであることを示す。また、借家は基本的に長屋作りで多数の小さな部屋からなっており、それら小さな部屋は「小家」と表記し、その数を何軒と表記した。

(註2) 町内における位置が確定できず推定で記載した建物(居宅・借家)についてはその左に点線を引いた。

(註3) 「小家住人の職業」に関しては、享保十一年九月朔日付「井手町年寄善右衛門届書写(「建仁寺役人」宛)<sup>(4)</sup>」をもとに記入した。

④借家の小家には「芝居役者」「おはり」「たばこ切」「仕立物」「仏師」といった職業の人びとが住んでいたこと。

一八世紀前半、井手町には多数の借家が存在しそれらは年を追って増加しつつあったことがわかる。また、借家の住人のなかに「芝居役者」が少なからず存在したことは、表Bに見える二人の「芝居役者」がこれを物語っている。

井手町が寛文十年以前は「ドングリ町」と呼ばれた河原の集落であったことはすでに述べた通りである。むろん芝居役者がかの時代から同町（集落）に住んでいたという確実な証拠はない。しかし、すぐ北には河原続きに芝居地が所在するという地理的位置から考えて、彼らがかの集落をもつて居所としていたとしてもなんら不思議ではない。

近世、人びとが芝居役者を「川原の役者」「四条の川原もの」<sup>④</sup>とも呼んでいたことはよく知られている。その呼称の由来について『守貞謄稿』二四は、「初め加茂河原に行ふ故に、かの徒を河原者と云のみ」といい、また、小学館『日本国語大辞典』は、「河原乞食・川原乞食」という言葉を解説して「（初め京都の四条河原で興行したところから）歌舞伎役者を卑しめていった語。河原者」と解説する。

しかし、「河原者」「河原乞食」という呼称は、芝居地が河原に所在しただけでなく、そこに芝居役者の生活の場があったればこそ生まれたものではなからうか。

そして、団栗の辻子に廻し商売が発生した理由も、当該地区の性格を如上のように理解することによってはじめて合理的に説明できることになるものと考ええる。

次に視点を変え、芝居役者が芝居地外で行っていた活動を見るなかで、彼らが廻しとどのように関わっていたかを考察していくこととしよう。

## 十 「舞」を教える芝居役者

左に引用するのは、延宝九年（一六八一）刊の仮名草子『都風俗鑑』<sup>④</sup>二の「女を仕立てる手入并奉公の品」という項に、「まひけい<sup>（舞）</sup>この所」という挿絵（図3）とともに収められている一文である。

都にては、女子のかたちよきを持てば田舎え下し、賤き者の身を富ましける類ま、多し、（中略）彼女にか、らん事を願ひて、ひたすら吾仏と育てなし、読物・手書事を教ゆるもあり、琴・三味線を習いするもあり、

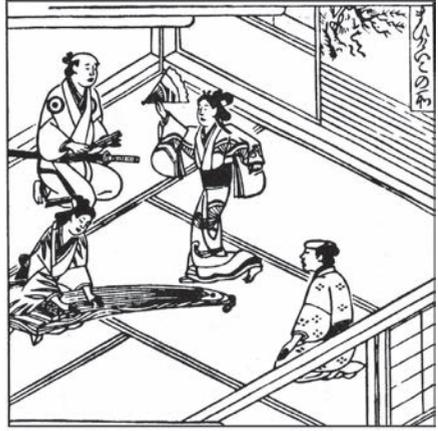


図3 舞の稽古（『都風俗鑑』二）

挿絵の左上

又は舞を  
舞ふこそ  
よけれど  
て、川原  
の役者な  
んどを師  
匠として  
舞を舞は  
するもあ  
り

に描かれる男子が舞を教える「川原の役者」であろう。  
これとよく似た挿絵は、宝永七年（一七一〇）の自序の  
ある『野白内証鑑』二（宝永七年自序）にも見えている（図  
4）。この挿絵に対応する一文は次の通りである。

此卦にあたる白人、牢人の娘とてすこし訛なまりをくハさる  
れど、成程京のすいのすむ東川すぢのそれしやの娘、  
ちいさい時ハ西岸が方へ舞を習ならひにゆかれ、御大名の御  
国妾くにかげにもと、おやぢ鼻油はなあぶらをぬつてそだてられしに（後  
略）

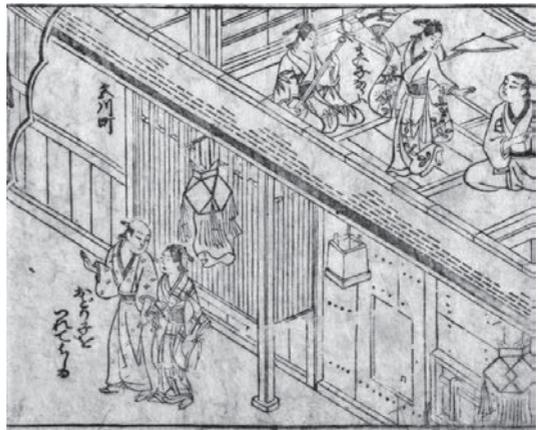


図4 舞の稽古（『野白内証鑑』二）

図中の右端  
の男が「西岸  
が方」に住む  
舞の師匠であ  
ろう。

かの男の着  
物の紋につい  
て『浮世草子  
集』<sup>46</sup>は「道化  
形の秋田彦四  
郎の紋に似る  
が、同一の紋  
を付ける者は

他にもある。当時実在の人物をさしているのであろう」と  
注記する。この注記がいう通り、彼が秋田彦四郎<sup>47</sup>であつた  
と断定することはできない。しかし、彼が芝居役者であつ  
たろうことは、その「西岸が方」という彼の居所がこれを  
暗示している<sup>48</sup>。

すなわち、ここにいう「西岸が方」とは、西石垣町（齋  
藤町）のことと推定されるが、さきに掲げた絵図1・2は、

鴨川西岸の同町の位置に「ドングリ町」と同じ河原の集落の風景を描いている。また、絵図2はその集落のすぐ北に四條橋西詰の「小芝居」の画像を配する。寛文十年（一六七〇）以前の西石垣町は、「ドングリ町」と同様の芝居地に隣接した河原の集落であったわけであり、この点からして『野白内証鑑』二の挿絵に見える「西岸が方」に住む舞の師匠もまた芝居役者であった可能性はきわめて高いといわなければならない。

では、娘たちはなぜ芝居役者から芸を習得し、いっぽう芝居役者はなぜ彼女たちに芸を教えていたのであろうか。

## 十一 芝居役者と団栗の辻子の廻し

娘たちが芝居役者から芸を学んだ理由は、第一は『都風俗鑑』二がいうように、それが「賤き者」が「身を富ましける」ためのもっとも有効な手立てであったことによる。娘に裕福なバトロンが付くことを願って芸を「仕込」む親がいかにか多かったかは、元禄二年（一六八九）二月、幕府が「町にて女子おとり（捕）など、芸を仕付、屋敷方（番）えも遣候段」を禁止する触を発していることからもうかがえる。しかし、

この流行は容易に衰えず、たとえば元禄八年十一月、清水寺門前四町目の松屋左右衛門なるものは自宅で一二歳になる娘に、琴・三味線を習わせることを清水寺（成就院）に届け出ている。<sup>(49)</sup>

いっぽう芝居役者が娘たちに芸を教えた理由は、それが彼らにとつて大きな収入源となつたからと考えられる。

芝居役者がいかに高額の教授料を受け取つていたかは、元文五年（一七四〇）三月刊「役者恵宝珍」<sup>(50)</sup>に見える、宮川町の「子共屋」が陰子の身請け金について語つたという次のような言葉がこれをよく物語つている。

御所望二預りまするは悦びますれ共、中く思ひよらぬ事、是迄仕込ましたさみせん（三味線）の、いとけなき時より、なみやたいいの物入ではござりませぬ、後々たて物の一枚かんばんニのり、高給を取ル迄を、たのしみにしてゐますれ共、あの子が立身（立身）にも成ル事なら、私も欲（よく）をはなれ、金子五百両ニ、女共へ銀百枚祝義つかはされよ、是迄任（任）こみました、けい（積古）こ事の入用が、十五貫目、三割半の利をかけ、一ヶ月二二度つ、おどらせてと、そろばんはちいて見て、卅七貫五百八十目、あの子を書入（かき）てかりました借金（借金）が、二口合て七貫目、何やかや

おつくるめ、銀八十貫匁下され、其上二欲は申まい

芸の稽古にかかる費用が「なみやたいの物入」ではなかったこと、逆にいえば、芝居役者にとって芸の教授ほど実入りのよい収入源はなかったことがうかがえる。

「役者大極舞」に見えるのは「子共屋」の陰子の例であるが、市井の娘たちへの芸の「仕込」に関しても事情は同じであったと考えられる。

京都においては、万治三年（一六六〇）頃から寛文十年（一六七〇）まで幕府によって四条河原・祇園河原における「芝居地」の使用が禁止となっていた。<sup>23</sup> その間、芝居役者がどのようにして糊口を凌いでいたかはわからない。しかし、芝居での稼ぎを絶たれた彼らにとつて、芸の教授料が大きな収入源の一つになっていたであろうことは想像するに難くない。

では、芝居役者がそのような高額の教授料を受け取つて市井の娘たちに教えていた芸とは、どのようなものだったのであろうか。その点についてもほとんどわからない。ただ、先にみたように、『都風俗鑑』『野白内証鑑』が「川原の役者などを師匠として、舞を舞はするもあり」、<sup>24</sup>「ちいさい時ハ西岸が方へ舞を習にゆかれ」と記し、挿絵として

ともに「舞」の稽古風景を掲載していることからすれば、「舞」が主要な「<sup>稽古</sup>けいこ」芸の一つとなつていたのであることは容易に推測できる。また、その「舞」が室内で舞う「舞」であつたことは、両書の挿絵がともにかの稽古場を室内としているところからあきらかである。

これは娘とその親が最終的には裕福なバトロンの前で芸の披露をめざしていたことからすれば当然のことともいえるが、芝居役者が芝居の広い舞台のみならず、狭い室内での芸についても高い技量を保持していたことを物語っている。そこで想起されるのが、廻しに抱えられた芸能者の白人に求められていたのが、やはり狭い客屋内での芸であつたという点である。

白人が直接、芝居役者から直接なんらかの芸を習つたことを明確に裏付ける史料は管見の限り確認できない。結論を急ごう。廻しがほかならぬ旧河原地である団栗の辻子で発生し栄えたのは、ここが芝居役者の集住するところであり、廻しに抱えられる白人の芸能者が芝居役者から芸を学ぶのにこれほど適した地区はなかったからと考えられる。

ちなみに宝永期以降に刊行された浮世草子・洒落本には、

若いときに芸を習得した町の子女がのちに白人に身を落とすという話が数多く見えている。<sup>53</sup>白人の芸が芝居役者の芸にその源を発するものであったことを側面からであるが裏付けるものといえる。

なお、同じ旧河原地でありながら鴨川西岸の西石垣町では廻しが繁栄した形跡は認められないが、これは幕府が鴨川以西の洛中に近い地区での白人廻し商売を嫌ったからであろう。

## むすび

「白人廻し」という商売について、寛延三年（一七五〇）にいたるまでの存在形態が不十分ながらあきらかになったものと考えられる。その概要を年次を追って改めて整理すれば、次のようになる。

①白人とは延宝（一六七三〜八一）頃に発生した私娼のことで、初期には旅籠屋に抱えられて春をひさいでいたこと

②彼女たちは「傾城にもあらず、茶屋女にしもあらぬ遊女」（『五箇の津餘情男』一）ともいわれたように、宝

永五年（一七〇八）以前は傾城町の遊女や茶屋の茶立女とは異なる、それまでの幕府の統制外に出現したあらたな職業の女性たちであったこと

③宝永五年、幕府が白人（私娼）を抱える土手町・三本木の旅籠屋を摘発し、これによってそれまでの白人廻し商売は廃業に追い込まれたこと

④その後、かつて鴨川の河原地であった団栗の辻子に芸能者の白人を抱えるあらたな「廻し」と呼ばれる白人廻し商売が出現したこと

⑤廻しは芸能者を白人として抱えることでいったんは幕府から合法的な白人廻し商売として認められるが、「売女鉢（私娼）」の白人を少人数ながらも抱え続けていたため、寛延三年に至り廃絶に追い込まれたこと

その後、寛延三年以降になると、祇園町に「遊妓の廻し店」と呼ばれるあらたな「遊妓」の廻し商売が出現することとは「はじめに」で触れておいた通りである。<sup>54</sup>

ちなみに寛延三年の「茶屋株吟味」で摘発されたのは「売女鉢（私娼）」の白人と、彼女たちの雇い主であった廻しの経営者だけで、芸能者の白人（芸子等）はその罪を逃れている。

そのことは、七年後の宝暦七年（一七五七）に刊行された傾城町の案内記『一目千軒』<sup>55</sup>の「又芸子というふもの外にあり、むかしはなかりしに、宝暦元年にはじまる」という一文がこれを物語っている。

芸子はこれ以前より存在していたにもかかわらず、『一目千軒』があえて宝暦元年をもってその始まりの年としたのは、この年に幕府が初めて「芸子」の存在を法的に認めただからであろう。

幕府は「茶屋株吟味」の翌年、宝暦元年二月に傾城町とそれ以外の客屋商売に対して、各商売の細目を定めた二三カ条からなる触書を発布する。そこには芸子を初めとする「遊妓」に関する規定は見えないが、この法令発布時に彼女たちはじめて公的にその社会的地位を認められたものと考えられる。

そして、その芸子たちを派遣（廻し）するあらたな商売として出現したのが「遊妓の廻し店」であり、以降、同商売は祇園町を初めとする洛外の遊所に一気に広がっている。

次に引用するのは、安永八年（一七七九）三月に將軍徳川家治の世嗣家基の死去に際し、幕府が京都（洛外）の「廻

シ茶屋（株）」に宛てて発した触書である。<sup>56</sup>

祇園町 祇園新地 繩手 東石垣 西石垣 宮川町  
筋 頂妙寺新地 二条新地 五条橋下 六条新地  
七条同 北野鳥居前 内野新地 今出川新地  
右町々其外端々ニ而茶屋株并廻シ茶屋株等を以渡世いたし候者共、平日之通掛ケ行燈差出置、不慎候ものも有之趣相聞江候、此節御穩便之時節ニ候得者急度相慎候様、早々可申通旨被仰渡候、以上

ここにいう「廻シ茶屋（株）」とは「遊妓の廻し店」を指し、四半世紀たらずで、芸子等の芸能者（遊妓）の派遣としての「遊妓の廻し店」がいかに広く行われるようになっていたかがうかがえよう。<sup>57</sup>

その廻し店の登場によって、京都の茶屋・遊女屋商売がどのように変わったかは、稿を改めて論じるほかないが、ここでは最後に寛延三年の「茶屋株吟味」で検挙され、傾城町へ送られていった「売女鉢」の女性たちについて思うところを述べて本稿をむすびたい。

図5は、「傾城禁短氣」三に掲載される「はくじんの出所なりたて」という題をもつ挿絵である。ここには娘を「白人の上物」に仕立てようと母親が少女の顔を必死に磨く姿

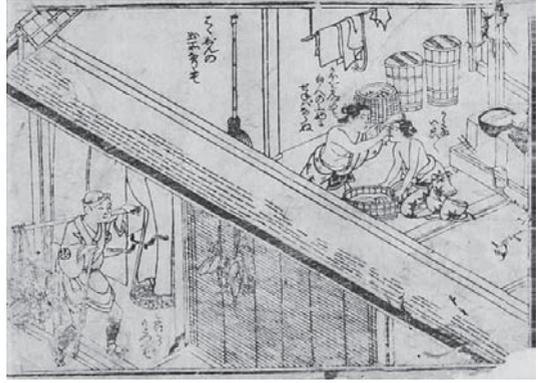


図5 「はくじん出所なりたて」(『傾城禁短気』三)

が描かれている。

「か、さま、いた  
い〜」と叫ぶ娘  
とそれでも擦る手  
を緩めようとしな  
い母親。この図中  
の情景ほど白人廻  
し商売の背後に控  
えていた近世都市  
京都の悲惨な社会  
状況をリアルに伝  
えるものはない。

図中の娘は「遊妓」

の白人ではなく、「若詰」の白人としての勤めを果たすた  
めに抱えへ送られていったのであろう。寛延三年の「茶屋  
株吟味」で摘発された彼女たちが傾城町で五年もの間、「婢」  
として使役されたことは前稿で述べた通りである。<sup>(8)</sup>

彼女たちが生きた過酷な歴史的環境をあきらかにするこ  
となくして、近世都市京都を論じることはできないものと  
考える。

## 註

- (1) 拙稿「近世祇園社境内における「新地」成立過程の研究」(拙著『中近世祇園社の研究』法蔵館出版、二〇二二年)所収。  
 (2) 「廻し」(商売)という言葉に關しては、前稿(掲註(1))では「廻し店」(商売)という言葉と区別することなく使用した。しかし、「廻し店」とは、宝暦元年(一七五二)以降に出現する、いわゆる「店(見世)」を構えた茶屋等が當んだ「遊妓」(芸子等)の派遣業をいい、それに対して「廻し」は「店」を構えることなく一般の仕舞屋でおこなわれていた白人(私娼)と「遊妓」の派遣業をいうものと考えられる。そこで本稿では両者を明確に区別して用いた。

(3) 前掲註(1) 拙稿参照。

- (4) 『翠箔志』(森銑三他編『隨筆百花苑』一一(中央公論社、一九八四年)所収。本稿では同書収録の天理図書館本ではなく、文化十二年(一八一五)五月十三日付の江戸為之の書写奥書のある宝光井家本『翠箔志』(未刊)を用いた(同本の詳細については前掲註(1) 拙稿註(13) 参照)。「翠箔志」は『史料京都見聞集』一(法蔵館出版、一九九二年)に収録される『洛陽勝覽』(元文二年序、博望子著)の草稿本と考えられるが、清書本である『洛陽勝覽』は草稿本の記載を数多く削った内容となっており、本稿では原則として『翠箔志』の記載を利用した。なお、『翠箔志』が『洛陽勝覽』の草稿本にあたることについては、村上紀夫氏よりお教えいただいた。記して謝意を表するものである。

(5) 『つれくづ酔か川』(天明三年(一七八三)刊)(洒落本大成編集委員会編『洒落本大成』五(中央公論社、二〇一四年))は「白人の元締」と「白人を茶屋へ送り迎える者」を明確に区別し、前者については「廻し」の女房が生花好「のよう」に「廻し」とのみ表記するのに対して、後者に関しては「漢」や「男」の二文字を付け「きのふまで廻漢の男を供につれし身も…」(巻二)、「宿や仲居・廻しの男の心づけ」(巻三)と表記する。

また、「白人の元締」としての「廻し」について、洒落本『平安花柳録』(元文三年以前の成立)(洒落本大成編集委員会編『洒落本大成』一(中央公論社、一九七八年))は次のように記す(引用にあたっては、文字の左側に配されているふりがなを右側に移した。以下、同じ)。

那箇宮川街左右傍辺賤漢、或櫛轎子・討脚錢・売烟等頂人、買乞貧家女兒、養成十三四歳、梳洗頭面、買弁籠甲櫛子銀造釵子、教成些三絃唱曲、揀了雅名、藏在家裏、又有幾箇行家、方語呼做格我木禿、又呼末滑矢

彼らが「格我木禿」とも呼ばれていたことがわかる。

なお、洒落本『本朝色鑑』(宝暦初年の刊行)(中村幸彦校『古典文庫』一二三冊「初期洒落本集」(一九五五年))は「白人を茶屋へ送り迎える者」としての「廻男」について次のように解説する。

凡客至揚屋暫会素妓、是号切買、或一座買、廻男廻下ハ来妓擔(僕男ナリ)、携素妓来、去帰又来迎(中略) 凡客揚屋同妓不唱素人、

皆以謂女中、或曰下女中、又号辻子女中、蓋号辻子、則至携素妓廻男、宮川町以往困栗辻子之謂也、素人至揚屋昼乘駕、夜極歩

いっぽう『野白内証鑑』一(宝永七年(二七一〇)自序)(『新編日本古典文学全集』一六五、長谷川強編『浮世草子』(小学館、二〇〇〇年))に見える「白人廻しの与六平」や『月堂見聞集』一五に見える「まはしの者四人」「まはしの者は町々へ御預け被成候」は、「白人の元締」を指すと考えられる。

『好色わすれ花』(元禄九年刊)(国立図書館デジタルコレクション)の改題本。国立図書館デジタルコレクション)は、「泊人之由来」として、次のような記載を残す。

#### 泊人之由来

京にて妾者てかけものを泊人はくじんといへり、ある説にうすきちぎり薄き情なさけといふ心にて薄人はくじんと名つけしといへ共、た、泊人なるべし、此比は泊女はくぢよなんどいへばいよくとまりのころ、可然歎、情代金なぐし壹歩・銀三両、乃至拾匁、しゆらいハ外也

十郎娘 辰之助 柳のりのまん 仏御前

小弁 越姉 後妹

此外教女すじよたづねてしるべし

ここに見える「しゆらい」とは、小学館『日本国語大辞典』(縮小版)によれば「諸雑費。特に遊里での揚代以外の諸費用。江戸時代、主に関西で、用いた語」で、元禄十六年刊『傾城仕送大臣』三(国書刊行会編『近世文芸資料』二(国書

刊行会、一九一六年)も「土手町」の白人の「集札」が「銀三両一角」と定まっていたことを、「銀三両一角に定て、宿屋(集札)のしゆらいは此外なり」と伝える。なお「宿屋」とは後述する白人を抱える「旅籠屋」のことであろう。

(7) 各触書の出典は、町触①は『京都町触集成』一一四〇、町触②は『京都町触集成』一一二四五、町触③は『京都町触集成』一一三九七。

(8) 『五箇の津餘情男』一「元禄十五年刊」(国書刊行会編『江戸時代文芸資料』二、一九一六年)。

(9) 『傾城仕送大臣』(元禄十六年刊)。前掲註(6) 参照。

(10) 『平安花柳録』(前掲註(5) 参照)。

(11) 絵図A。京都大学附属図書館蔵「寛永後万治前洛中絵図」(京都大学貴重資料デジタルアーカイブ参照)。同絵図の詳略については、川上貢『洛中絵図寛永後万治前解題』(臨川書店、一九七九年) 参照。

(12) 宝永の大火、および大火後の火消屋敷の設置については、京都市編『史料京都の歴史』七(平凡社、一九八〇年)の「東南地区・京都御苑」、同編『京都の歴史』五の第六章第一節 参照。

(13) 絵図B。「新版平安城并洛外之図」(岡山大学蔵(池田家文庫絵図公開データベースシステム参照))。本絵図は岡山藩主松平紀伊守信庸の在任期間中(元禄十五年から正徳四年)に利用された絵図と推定されている(データベース解説)。絵図C。「京都明細大絵図」(京都歴史博物館蔵)。京都大工

頭中井家で作成された絵図の写。正徳四年(一七一四)から享保六年(一七二二)頃の状況を描くという(別冊太陽八六『京都古地図散歩』平凡社、一九九四年) 所載の写真、ならびに伊東宗祐氏解説参照。

(14) 前掲註(12) 論考参照。

(15) 建仁寺の塔頭靈洞院蔵『境内並近隣之古記』によれば、それまで同寺が領有する鴨川東岸の河原地が江戸幕府に収公されたのは、寛文十一年(一六七二)のことであったという(拙稿「近世初期の鴨川河原の風景」(前掲註(1) 拙著所収) 参照)。しかし、幕府は前年の寛文十年四月に、祇園杜領「四条河原芝居地」を収公しており(拙稿「四条河原」芝居地に関する一考察」(同前)、当該地区における幕府の護岸工事が寛文十年より始まったことはまちがいない。したがって、ここでも四条・五条間の鴨川両岸の石垣堤築堤時期を寛文十年とした。

(16) 図1の個人蔵「洛外図」が寛文十年の石垣築堤直後の風景を描いていることについては、前掲註(1) 拙稿参照。また、本図の詳細に関しては、林屋辰三郎・森谷尅久編『江戸時代図誌』二「京都二」(筑摩書房、一九七六年) 所載の写真、および図版解説参照。

(17) 「鴨川遊楽図」(逸翁美術館蔵)。図中の男女の風俗描写から元禄頃に作成された絵画と判定した。同図の写真と解説については、狩野博幸編著『近世風俗画』一「遊び」(淡文社、一九九一年) 参照。

(18) 『新色三ツ巴』(宝永三年刊)。江戸時代文芸資料<sup>二</sup>所収。

(19) 『荻野家文書』。

(20) 元文中に著された『翠箔志』は「東石垣町家名集」として同町の家数を二十七軒(洛陽勝覧)は三十三軒とし、各家の屋号を記す。同記にはそのあとに「株ハ三十九軒、今暖簾を記す、右大躰遊極上々也」と記すが、これは同町がもともと三十九軒の「旅籠屋株」を保持していたことを伝えるものであろう。また、「今暖簾を記す」とは、同記所載の屋号は各家の入口に懸かる暖簾に記された屋号を写しとつたものである、の意であろう。

『新色三ツ巴』の挿絵中の四軒の旅籠屋の暖簾には、それぞれ「吉中屋」「とんだ屋」(註)<sup>(中略)</sup>「嶋田屋」「京」といった屋号が記されている(図2参照)。

(21) 『傾城仕送大臣』三(前掲註(9)参照)には次のように記される。

土手町の座敷は金の間(中略)

其中にも憂世をわたる業とて、大事の娘を人にまかせ、其影による年を送る、是を当世上方の人白人と云、此類多し、(中略)此色の間屋は京土手町に極り、同じはくも金箔なり、銀三両一角に定て、宿屋のしゆらいは此外なり、(中略)又宮川はくと云るを、世の推銀箔と云り、諸事土手より次に仕出し、宮川町・西石垣町・ぼんと町のわたりをめぐる、此所の名とりに別のなみだ・つ、留り・眺ましご・朱ざやと云る有り。是は土手とかけ持のかせぎ、

手売人の働に、七人口ゆるりと暮す事ぞかし、又北野の渡り六原・壬生のほとりに居るはくを、しんちう箔と云り、銀より下直に、銀式両を高と極め、餘は皆其下なり、此類は大坂風呂のながれ、町方手掛奉公のおろし、わづらふて浪人し、又は親本のつゞきかねるをかなしみて、勤るわざなり

(22) 『御役所向大概覚書』二(七十二) 焼豆腐屋敷之事。日本歴史地名体系二七『京都市の地名』(一九七九年、平凡社)の各町の解説参照。なお、斎藤町に限っていえば、その町名は「新板平安城并洛外之図」(寛文十二年、伏見屋刊。中村拓監修『日本古地図大成』(講談社、一九七二年)所収)に「さいとう丁」と見えるのもつと古い。ちなみに、万治二年頃作成の「河原絵図2」(上河原家所蔵)は当該地区に「御領 地主細藤」という注記を(拙稿「四条河原」芝居地に関する一考察」(前掲(1)拙著所収)参照)、また、寛文十年頃作成されたと考えられる後掲の「建仁寺鴨川河原絵図2」(建仁寺蔵)は「斎藤敷」という注記を配する。

(23) 『御役所向大概覚書』二(七十二) 焼豆腐屋敷之事。

(24) 『御役所向大概覚書』二(七十二) 焼豆腐屋敷之事。

(25) 祇園新地の茶屋が古くから「女良」を抱えていたこと、また、早く元文二年(一七三七)から「芸舞子」を抱える「店」が営業を始めていたことについては前掲註(1)拙稿参照。なお、同地区では享保八年(一七二三)に祇園新地の廻しが白人(私娼)を抱えた罪で幕府から罰せられるという

事件が起きている(次節参照)。

- (26) 『月堂見聞集』(『近世風俗見聞集』二(国書刊行会、一九一三年))。

- (27) 『平安花柳録』(前掲註〔5〕参照)。同記は正徳・享保(一一一〜三六)に実施された「私窠子」(私娼)の摘発を次のように伝える。

正徳年間、水野侯(忠之)做了東式台、曾盤問一回禁私科子、雖少退聽、当官畏縮不過兩年、越発湧起倍千倚万働做将来、享保五六年、河野豊州守做了平安別駕官、発落根得緊必定要洗私窠子、分与與力即唐山頭目吃粮人・同心唐山都頭做公的毎日拿問白行家、提了百數十箇白人、寄在各処本街保隣、昼夜看守、元来島原衛院、每惱恨白人深入骨髓、因乘時苦状白人每驕奢模樣備細報上、豊州守欣喜道、再得箇好路選、遂教島原每探訪白人消息、島原每歡喜不過、毎日毎夜宮川町去打聞動響、或扮做嫖客、茶屋去要子招喚白人、一面走着同夥、人報官拿了他每無所不至、雖然白人者今世上少年財主浮浪子性命一般所喜的

これによって正徳の摘発が京都所司代水野忠之によって、また享保の摘発が京都東町奉行河野通重によって実施されたことがわかる。

さらに「毎日毎夜宮川町去打聞動響、或扮做嫖客、茶屋去要子招喚白人、一面走着同夥、人報官拿了他每無所不至」という一文からは、正徳・享保の二度にわたる摘発では、特に宮川町の「私窠子(私娼)」が狙い撃ちになっていたよ

うすがうかがえる。

- (28) 『夢中生樂』(宝曆・明和頃の成立)、『洒落本大成』三(中央公論者、一九七九年)所収)。

- (29) 京都における「廻し」という言葉の初期の使用例としては、町触①以外では元禄十年刊の「傾城仕送大臣」六に「さればこそ親は他国に、子は京中に、組糸や左次兵衛と云巾著まはしに、十年三百匁に抱られ、所々方々へ商に出され、からき命をつなげ共」と見えるのが古いが、これは下級の私娼である「巾著」の廻し(派遣業者)であり、白人の廻しではない。

- (30) 『翠箔志』の清書本である『洛陽勝覽』には「天上伯名寄」という題は記されているが、白人の名簿(「名寄」)は見えず、「右天上伯の内、四天王など、て名取の衆もあり」という一文が見えるだけである。また、『隨筆百花苑』一二所載の天理図書館本『翠箔志』(前掲註〔4〕)には「伯人名集」として、宝光井家本とほぼ同内容の白人の名簿が掲載されるが、白人の名前の記載順は宝光井家本と異なり、また、職名は未記載箇所が宝光井家本よりも多い。

- (31) 『翠箔志』には祇園新地の「女良」の「名集」も掲載されているが(前掲註〔1〕拙稿参照)、ここでは「女良」が「本詰」「若詰」「中詰」の三種に分けて記載されている。幕府は公娼と規定した「遊女」以外のいわゆる私娼に関しては原則として「遊女」という言葉は用いず、「売女鉢」などと呼んでいた。そのため市井でも私娼については、「遊女」とは呼

ばず、「女良」のほか「本詰」「若詰」「中詰」「中詰」などさまざまな呼称を用いたものと考えられる。

ちなみに「本詰」「若詰」「中詰」とは、年齢とともに「振袖を裁りて短く」していくという私娼の衣類のありように基づく呼称で、後世の『守貞漫稿』十二はそのことを次のように説明している。

また、京坂にて遊女等には稚を振袖と云ひ、眉を剃らず齒を黒めて振袖を止めたるをわかつめと云ふ。若詰なり。振袖を裁りて短くするをつめると云ふ故なり。江戸にてはとめると云ふなり。また京坂には眉剃りて婦扮の遊女あり、本詰と云ふ。若詰に対し云ふなり。昔は坊間にても若詰め等をもつて称せり。

また、天明三年（一七八三）刊の洒落本「つれくづ酔か川」三には、「本詰」「中詰」「若詰」のそれぞれの「色かせぎ」の様態が次のように記されている。

人の心迷ハすこと色欲にハしかし、其うへ油とやら佐平治とやら、みなそれくゝのより所有て、中詰のせりふ、若詰めのはつこり、本詰の落涙まで、思ひくゝの色かせぎ、されば色里の賑ひハ万代不易

団栗の辻子の「白人名寄」には「本詰」が二人しか見えないが、これは同地区の廻しでは年配の「本詰」がほとんど抱えられていなかったことを示している。

(32) 茶立女が本来、文字通り茶を立てることだけを職能とし女性であったことは、舟木本「洛中洛外図屏風」に描かれる

祇園町の茶屋の風景を見ればすぐわかる。そこでは女性一人が店先に据えられた茶釜にむかつて座り、客に立てた茶を売っている。同屏風は祇園町に同様の茶屋の風景を二カ所に描いている。また、娘・仲居に關しても、赤前掛け姿で働く姿が、慶長・元和頃の東山での遊楽風景を描いた「東山遊楽図」（個人蔵）や元禄（二六七八〜九〇）初年に描かれたといわれる「都万太夫座歌舞伎図屏風」（早稲田大学演劇博物館）など数多くの絵画に描かれており、彼らが白人とはあきらかに異なる職業の女性たちであったことが容易に看取できる。

なお、元禄の頃、清水寺門前町三丁目では、茶屋一軒が茶立女一人を抱えていたことについては、拙稿「清水寺門前三丁目の歴史」（清水寺編『清水』二二六号。二〇二二年）参照。

(33) 表4の「呼者（呼物）の種類」の項に見える「天上伯」「野良」「四六」「丸太」等はいずれも私娼の、また、「役者」「舞台子」「下地子」「陰子」は男色を売った少年や成人男子の異称である。「天上伯」は最上級の白人の呼称。性を売っていた彼ら男女の細かな分類に關しては、本稿では詳細に検証できなかった。稿を改めて検証したい。

(34) 絵図1・2の作成時期等に関しては、前掲註(15)の拙稿「近世初期の鴨川河原の風景」参照。

(35) 靈洞院蔵「境内並近隣之古記」については前掲註(15)参照。

(36) 『新修京都叢書』二〇（臨川書店、一九七〇）所収。

(37) 「洛外町続町数小名并家数改帳」(『荻野家文書』)。同時期の井手町・団栗の辻子の状況については、参考図1(註の末尾に掲載)参照。

(38) 享保五年(一七二〇)十月二十七日付「井手町年寄三左衛門届書(覚)」(「井手町」二三号文書)。以下の『建仁寺文書』については、研究代表者永井規男編「近世東山の景観構成諸要素に関する文献的研究」(課題番号08305028)平成8年度～平成10年度科学研究費補助金(基盤B)研究成果報告書、一九八九年)所載の「建仁寺(町方)文書目録」の文書番号をもって表記した。

(39) 「ドングリ町」の北、四条橋東詰め芝居地の南には、寛文十年以降も長らく畠地が広がっていた。その畠地の一部を元禄十六年(一七〇三)以降、保有者の一人であった建仁寺の役人小野慈本が、四条芝居の一つ「都万大夫芝居主」大和屋利兵衛に貸し付けていたことについては、前掲註(15)所載の拙稿「近世初期の鴨川河原の風景」参照。また、森武右衛門が保有していた井手町の北の「河原畑」に享保十四年(一七二九)七月に借家を建てたことについては、後掲註(41)参照。

(40) 「建仁寺(町方)文書」NO4「井手町」一～一五号。井手町の住人が建仁寺に提出した「普請願書」は一五点が残されているが、表Aはそのうち正徳三年(一七二三)から寛延三年(一七五〇)までの七人の「普請願書」(一一点)に基づいて作成した。

(41) 享保十一年九月朔日付「井手町年寄善右衛門届書写(「建仁寺役人」宛)」(「建仁寺(町方)文書目録」NO4「井手町」一二号)。同文書の全文を左に引用する。

口上書・同文書

一先達而差上申候人別帳之通、明家拾五軒

右之内 森武右衛門借屋

ゑひす屋けん おはりヲ仕候

同借屋

河内屋弥四郎 芝居役者ヲ仕候

松屋善右衛門借屋

三文字屋庄兵衛 たばこ切ヲ仕候

同借屋

万屋りん おはりヲ仕候

同借屋

小松屋庄次郎 仕立物ヲ仕候

伊勢屋彦三郎借屋

花竹文次 芝居役者ヲ仕候

大文字屋長兵衛借屋

ミの屋まつ おはりヲ仕候

会所借屋

仏師藤右衛門

メ八軒

残り七軒ハ明地

享保十一年 建仁寺北門前井手之町

午九月朔日

年寄 善右衛門(印)

建仁寺

御役人様

なお、右の長屋の所有者のうち、最初に名前のある森武右衛門が三年後の享保十四年七月に井手町の「明地畑」表口六間五尺ニ奥行三間之建物壹ヶ所并裏北之方二而三間ニ九間半之建物壹ヶ所、同南ニ而拾壹間半ニ式間之建物壹ヶ所」に、借家の普請を願いだしたときの願書が「建仁寺文書」〔井手町〕一一号)に残る。同地区における借家の規模を示す一事例として同願書に添付されている絵図(トレス図。参考図2)を本稿末尾にあげておく。森武右衛門は建仁寺の役人(力者)で、森家は建仁寺が領有する鴨川「河原畑」を広範囲にわたって保有した家である(前掲註(15)拙稿参照)。

(42) 『都風俗鑑』二。新日本古典文学大系七四『仮名草子集』(岩波書店、一九九一年)。次節引用文参照。

(43) 『好色一代女』六。次に引用するのは、主人公の女が京都の大雲寺を訪れたとき、そこに祭られている五百羅漢のなかにかつての恋人であった「四条の川原もの」によく似た羅漢を見つける場面である。

なを奥の岩組の上に色のしろい仏良ハ、その美男是もおもひ当たりしハ、四条の川原もの、さる芸子あがりの人なりしが、茶屋に勤めし折から女房はしめに我れに掛り、さまざま所作をつくされ……

ここでは「四条の川原もの」が「芸子」と呼ばれている。廻して働く女性(芸子)たちの芸が、彼ら「四条の川原もの」の芸に発することを示唆するものといえる。

(44) 前掲註(42)参照。

(45) 『野白内証鑑』二(前掲註〔5〕)参照。

(46) 前掲註(45)。

(47) 秋田彦四郎について『デジタル版日本人名大辞典+』は、「岩井左源太、初代岩井喜世太郎の父。道外方秋田彦三郎の高弟。元禄2年(1689)大坂の岩井座につとめ、10年江戸にいき活躍。拍子舞をよくし、三絃、胡弓などの音曲にもたくみであった。別名に彦洲」と解説する。

(48) 図中の舞の稽古は「宮川町(宮川筋)」の家屋で行われており、文章とは一致しない。ただ宮川筋(宮川筋二丁目〜五丁目)は芝居役者が数多く住むところであり、図中の男が芝居役者であったとしてもなんらおかしくない。

(49) 『御触書寛保集』二七〇七号。元禄二年に幕府が「野良(役者)」の活動を規制するために同種の触を繰り返し発していたことについては、廣瀬千紗子「寛政六年京四条芝居役者御改帳(翻刻)と御触書」(演劇研究会編『演劇研究会会報』一四(演劇研究会、一九八八年)参照)。

(50) 『成就院日記』(清水寺史編纂委員会編『清水寺成就院日記』一、二〇一五年)元禄八年十一月十六日条。

(51) 元文五年(一七四〇)正月刊「役者恵宝参(京)」(『歌舞伎評判記集成』第二期第一巻、岩波書店、一九八七年)所収。

(52) 拙稿「四条河原」芝居地に関する「考察」(前掲註(15)参照)。

(53) 野郎と白人の「内証」(内実・内情)をあはく浮世草子『野白内証鑑』(宝永七年、自序)に登場する白人の多くは、身を持ち崩した女性の話で占められている。また、浮世草子『傾城禁短気』三(宝永八年刊)には、白人廻しの商売屋(旅館屋)を「白人寺」という寺になぞらえて、同寺の住持が「扇屋・組屋・綿帽子屋・牙僧女・鹿子結び・舞子・比丘尼・籠払」等の個人経営の私娼と対決する話が見えている。白人廻し商売が宝永以前より個人経営の私娼の商売を脅かす存在となっていたことを物語るものとして注目される。

(54) 団栗の辻子の廻しが姿を消したのち、祇園町で「遊妓の廻し店」が栄えたことを、『翁草』一〇四は「(祇園町には)今は茶屋は残り少に成て、遊妓の廻し店多し、此店と云もの、以前は団栗の図子・井手町に有しが、寛延頃、東筋御咎め<sup>よか</sup>有て、其後模様替り、今の如く成しなり」と伝える。

(55) 『目千軒』(新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書』九「臨川書店、一九八六年」所収)。

(56) 前掲註(1) 拙稿参照。

(57) 『京都町触集成』四一―一〇六三。

(58) 『京都町触集成』六一―三七。

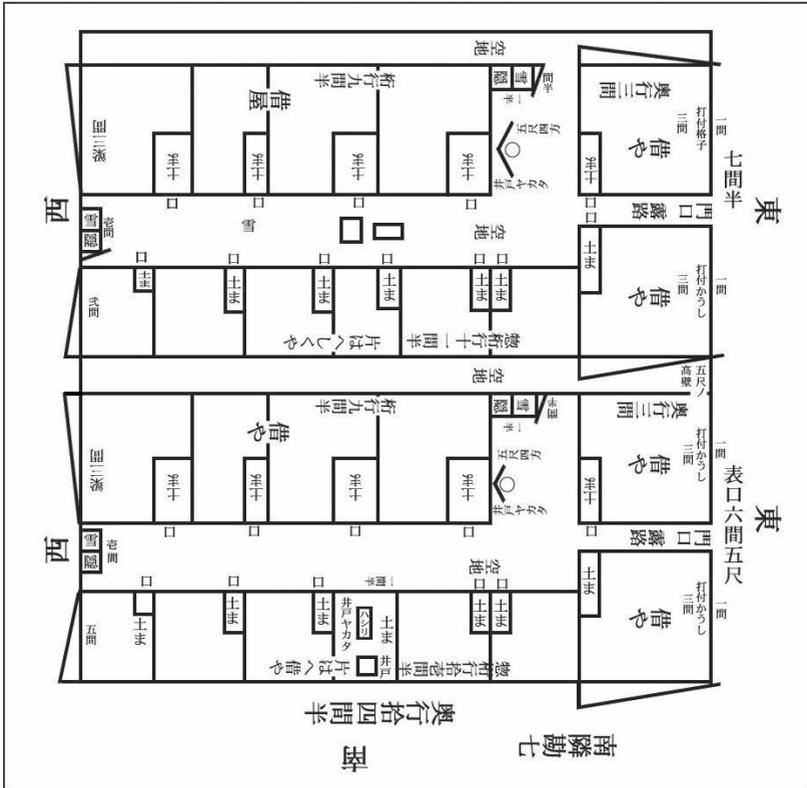
(59) 幕末に京都町奉行を務めた浅野長祚が著した『煙花新議』(蘇武緑郎・今関良雄編輯『未刊珍本集成』二「文新社、一九三三年」)は、宝暦の頃に幕府が祇園町・新地六町に認可した「茶屋株」の数を二二六六株と記録する。「茶屋株吟味」

ののち、幕府ははじめて「茶屋株」数の調査を実施していたのであろう。

(60) 前掲註(1) 拙稿参照。



参考図1 上下柳町開発図〔享保16年 部分〕(建仁寺文書)



参考図2 森武右衛門井手町借家図 (建仁寺文書)